

日韓基本関係に関する合意要綱案

391210

1 名称

日韓基本関係に関する合意は「共同宣言」

○名称を用いる。

理由— 字体統一
 之例— 日ソ

2 前文

1) 日韓交渉が行なわれたことに言及し、
 (和全代表团)
 全權名を記し、へ) 外交関係設定についての意見一致があつたことに触れ、=) 「……この交渉の結果、次の合意が成立した」と結ぶ。

3 本文

(1) 日本国が桑港平和条約第2条(a)に基づき
 朝鮮の独立を承認し、
 かつ、国連決議195(II)の趣旨を考慮に大
 改訂し、
 れで、朝鮮の独立を承認したことの確認。

(2) 外交関係設定に先だち解決又は処理され

ることが望ましいと認められた諸懸案
が關係諸協定により解決又は処理され
たことの確認。 (含 4島)

(9) ^{本宣言 R.M.}前記諸協定の~~解釈及び適用~~にあつ
ては、大韓民國政府の實効的支配及び
管轄權は現実に朝鮮半島の北の部分に
は及んでいないことが、考慮に入れら
れること。 各協定には何々に規定

(4) 兩國間に外交及び領事關係を設定す
ること。

(5) 兩國は、相互の關係において、國連
憲章の原則を遵守すること。

(6) 〈通商航海關係〉 (暫定取極の處理)

(7) 〈紛争處理〉 (ICJに付託)

(8) 〈批准条項〉

12/9 打合
 広瀬、河野、松永、澤田、中江、
 澤田、柳谷、小和田、川村、
 豊橋、丸山。

日韓基本関係に関する合意要綱案

391210

1 名称

日韓基本関係に関する合意は「共同宣言」
 の名称を用いる。
字作は平仮名で他の各協定の中村の字を内閣府との
 字作は平仮名で他の各協定の中村の字を内閣府との

2 前文

両国全権団向
 1) 日韓交渉が行なわれたことに言及し、
 金權名を記し、
 2) 外交関係設定についての意見一致があつたことに触れ、
 3) 「……この交渉の結果、次の合意が成立した」と結ぶ。

3 本文

- (1) ~~日本国と韓国との平和条約第2条(ウ)に基き~~
~~朝鮮半島の平和を確保し、~~
~~国連決議1950の趣旨を~~
~~朝鮮半島の平和を確保し、~~
 9 規定及び
 117
 27。
- (2) 外交関係設定に先だち解決又は処理され

ることが望ましいと認められた諸懸案
が關係諸協定により解決又は処理され

たことの確認。(incl. 竹島問題)

本宣言および

協定の別表は、この問題にかんする
本宣言

(a) ~~諸懸案協定の解決及び適用に~~あつ
ては、大韓民國政府の~~実効~~^有効~~地~~^を支配及び
管轄權は現実に朝鮮半島の北の部分に
は及んでいないことが、考慮に入れら
れること。

(1) 本宣言 (2) 協定

(b) 兩國間に外交及び領事關係を設定す
ること。

(c) 兩國は、相互の關係において、國連
憲章の原則を遵守すること。

(d) ~~通商航海關係を~~ ^{確立} ~~協定~~ ^{協定} ~~協定~~ ^{協定}

(e) 争紛争處理 ^(ICJへの付託)

(f) 其他諸懸案

附録
協定 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

秘

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

日韓基本関係に関する合意要綱案

39 / 2 / 0

1 名称

日韓基本関係に関する合意は「共同宣言」の名称を用いる。

2 前文

(1) 日韓両国全権団間の交渉が行なわれたことに言及し、(2) 全権名を記し、(3) 外交関係設定についての意見一致があつたことに触れ、(4) 「・・・この交渉の結果、次の合意が成立した」と結ぶ。

3 本文

- (1) 桑港平和条約第2条(a)の規定および国連決議195(III)の趣旨を確認すること。
- (2) 外交関係設定に先だち解決又は処理されることが望ましいと認められた諸懸案が関係諸協定により解決又は処理されたことの確認。

- (3) 本宣言及び前記諸協定の適用にあたっては、大韓民国政府の有効な支配及び管轄権は現実に朝鮮半島の北の部分には及んでいないことが、考慮に入れられること。
- (4) 両国間に外交及び領事関係を設定すること。
- (5) 両国は、相互の関係において、国連憲章の原則を遵守すること。
- (6) 通商航海関係
- (7) 紛争処理（ICJへの付託）
- (8) 批准条項

기본관계에 관한 한국측 입장 요강 (案)

1984. 12. 10.

1. 형식 : 조약으로 한다.
2. 명칭 : "대한민국과 일본국 간의 기본조약" 으로 한다.
3. 전분 : 특히 (inter alia) 아래 사항을 규정한다.
 - (1) 한,일 양국관계의 과거의 청산과 상호 주권 존중에 기한 새로운 관계의 수립
 - (2) 양국간의 항구적 평화와 공고하고 지속적인 선진우호 관계의 유지
 - (3) 양국의 공동복진의 향상
 - (4) 아세아와 세계의 평화 및 안전유지에의 기여
 - (5) 대한민국 정부가 한국에 있어서의 유일한 합법정부라는 사실의 확인
4. 본문조항 : 특히 (inter alia) 아래 사항을 규정한다.
 - (1) 한국과 일본국간에 1910년 8월 22일 및 그 이전에 체결된 모든 조약 또는 협정이 무효라는 사실의 확인
 - (2) 외교 및 영사관계의 수립:
 - 가. 대사급 외교사절의 교환
 - 나. 영사관의 설치

- (3) 양국간의 무역, 해운 및 기타의 통상관계를
안정되고 우호적인 기초위에 두기 위한 조약
또는 협정의 체결
- (4) 민간항공운수에 관한 조약 또는 협정의 체결
- (5) 한국청구권문제, 재일한인의 법적지위 및 처우
문제와 어업 및 평화선 문제의 양국간 제 현안에
관한 별도 협정의 원칙
- (6) 양국영토를 연결하는 해저전선의 공동분할

5. 최종조항: 특히 (inter alia) 아래 사항을 규정한다.

(1) 비준절차.

(2) 용어 : 가. 한, 일, 영 3국어로 작성

나. 해석상의 분규시는 영문에 따름.



/TRANSLATION/

December 10, 1964

Draft

ESSENTIALS OF KOREAN POSITION ON BASIC RELATIONS

1. Form - Treaty
2. Title - "Basic Treaty between the Republic of Korea and Japan"
3. Preamble - Following points, inter alia, are to be provided for:
 - (1) Liquidation of the past relations and the establishment of a new relationship based upon mutual respect for sovereign rights between the two countries;
 - (2) Maintenance of permanent peace and firm and enduring friendship between the two countries;
 - (3) Promotion of the common welfare of the two countries;
 - (4) Mutual contribution to the maintenance of peace and security in Asia and in the world;
 - (5) Confirmation of the fact that the Government of the Republic of Korea is the only lawful government in Korea.

4. Articles:- Following points, inter alia, are to be provided for:

- (1) Confirmation of the fact that all treaties or agreements concluded on and before August 22, 1910 between Korea and Japan are null and void;
- (2) Establishment of diplomatic and consular relations with each other:
 - a. Exchange of envoys at the ambassadorial level;
 - b. Establishment of consulates;
- (3) Conclusion of a treaty or agreement to place the trading, maritime or other commercial relations between the two countries on a stable and friendly basis;
- (4) Conclusion of a treaty or agreement relating to civil air transport;
- (5) Principles of the agreements to be concluded separately on the pending problems between the two countries, namely, the Korean Claims, Legal Status and Treatment of Korean Residents in Japan, and Fisheries and Peace Line;
- (6) Equal division of the submarine cable connecting the territories of the two countries.

5. Final Clauses - Following points, inter alia, are to be provided for:

(1) Procedures for ratification;

(2) Languages:

a. To be done in Korean, Japanese and English languages;

b. Prevalence of the English text in case of divergence of interpretation.

TRANSLATION

December 10, 1964

(DRAFT)

ESSENTIALS OF KOREAN POSITION ON BASIC RELATIONS

1. Form - Treaty
2. Title - "Basic Treaty between the Republic of Korea and Japan"
3. Preamble - Following points, inter alia, are to be provided for:
 - (1) Liquidation of the past relations and the establishment of a new relationship based upon mutual respect for sovereign rights between the two countries;
 - (2) Maintenance of permanent peace and firm and enduring friendship between the two countries;
 - (3) Promotion of the common welfare of the two countries;
 - (4) Mutual contribution to the maintenance of peace and security in Asia and in the world;
 - (5) Confirmation of the fact that the Government of the Republic of Korea is the only lawful government in Korea.

4

4. Articles - Following points, inter alia, are to be provided for:

- (1) Confirmation of the fact that all treaties or agreements concluded on and before August 22, 1910 between Korea and Japan are null and void;
- (2) Establishment of diplomatic and consular relations with each other:
 - a. Exchange of envoys at the ambassadorial level;
 - b. Establishment of consulates;
- (3) Conclusion of a treaty or agreement to place the trading, maritime or other commercial relations between the two countries on a stable and friendly basis;
- (4) Conclusion of a treaty or agreement relating to civil air transport;
- (5) Principles of the agreements to be concluded separately on the pending problems between the two countries, namely, the Korean Claims, Legal Status and Treatment of Korean Residents in Japan, and Fisheries and Peace Line;

(6)

(6) Equal division of the submarine cable connecting the territories of the two countries.

5. Final Clauses - Following points, inter alia, are to be provided

for:

(1) Procedures for ratification;

(2) Languages:

a. To be done in Korean, Japanese and English languages;

b. Prevalence of the English text in case of divergence of interpretation.



(仮訳)



基本関係に関する韓国側立場要綱 (案)

(下江局改定済済済)

1964. 12. 10

1. 形式 : 条約とする

2. 名称 : 「大韓民国と日本国間の基本条約」とする。

3. 前文 : 特に (inter alia) 下記の事項を規定する。

(1) 韓・日両国関係の過去の清算と相互の

主権尊重に基づく新しい関係の樹立

(2) 両国間の恒久的平和と強固にして持続

的な善隣友好関係の維持

(3) 両国の共同福祉の向上

(4) アジアと世界の平和および安全維持

号年

(5) 大韓民国政府が韓国における唯一の合法

政府であるという事実の確認

4. 本文条項：特に (inter alia) 下記の事項を

規定する。

(1) 韓国と^{その}日本国^{との}間に1910年8月22日および

それ以前に締結されたすべての条約または

協定が無効^となる^{こと}という^実事^態の確認

(2) 外交および領事関係の樹立：

1. 大使級外交使節の交換

2. 領事館の設置

(3) 両国間の貿易、海運およびその他の

通商関係を安定~~せし~~、^{的かつ}友好的な基礎の上に

おくための条約または協定の締結

(4) 民間航空運輸に関する条約または協定の

締結

(5) 韓国請求権問題、在日韓人の法的地位

および処遇問題^等と漁業および平和線問題^の

両国間の諸懸案^等に関する別途協定の原則

(6) 両国領土を連結する海底電線の均等^分

5 最終条項：特に (inter alia) 下記の事項

を規定する。

(1) 批准手続

(2) 用語：

イ. 韓、日、英 3カ国語で作成

ロ. 解釈上の紛糾時は英文による。

金時政や菅野重正を入るならば「期定」は「争」の時、
是は、共同宣言と云うのは、金時政、菅野重正を改められて
腹が痛つた、夫と云うのは協定と云うてある。



(仮訳)

秘密指定解除
外交記録・情報公開室

基本関係に関する韓国御立場
要綱(案)

1964/2/10
アジア局北東アジア課

争の時、
pending
を希望。
(心算の具
と云)

- 1. 形式： 条約とする。
- 2. 名称： 「大韓民国と日本国間の基本条約
とする。
- 3. 前文： 特に (inter alia) 下記の事項を規定
して、^{補入} 両国の間 (両国間) に
する。
 - (1) ~~韓・日~~ 両国関係の過去の清算および相互
の主権尊重に基づく 新しい 関係の樹立
 - (2) 両国間の恒久的平和および強固にして持
続的な善隣友好関係の維持
 - (3) 両国の共同福祉の向上
 - (4) アジアと世界の平和および安全の維持に
対する寄与
 - (5) 大韓民国政府が 韓国における 唯一の合法
政府であるという事実の確認
 - ◎ Dの状況と内閣如何 (北、南、北、南)
 - ◎ Vietnam 9場合

of. 争(の口)は Dを快取(え)用(う)て韓(韓)口(口)に注(注)して(注)から(注、英、英)
Dの口(口)に注(注)して(注)用(用)する(注)議(議)を(注)して(注)如何(如何)。

4 本文条項： 特に (inter alia) 下記の事項を
規定する。

(1) 韓国と日本国との間に1910年8月22
日およびそれ以前に締結されたすべての条
約または協定が無効である^{不効}という事実の確
認 ^{効力停止 (5.11) } 5.3.11}

特
大
特
別
に
あ
ら
わ
せ
る

(2) 外交および領事関係の樹立

イ 大使級外交使節の交換

ロ 領事館の設置

(3) 両国間の貿易、海運およびその他の通商
関係を安定的かつ友好的な基礎の上におく
ための条約または協定の締結 ^{異議 (5.3.11)}

異
議
(5.3.11)

(4) 民間航空運輸に関する条約または協定の
締結 (了済)

(5) 両国間の諸懸案すなわち、韓国請求権問
題、在日韓人の法的地位および処遇問題な
らびに漁業および平和線問題に関する別途
の協定の原則 (了済) ^(ID 31)

(6) 両国領土を連結する海底電線の均等分轄 <sup>(不確論が否か
とある)</sup>

現在死んでいる。
後1895年 5.1.13.1
今の地味か (5.3.11)
決りかたをある。16



5. 最終条項： 特に(inter alia)下記の事項を
規定する。

(1) 批准手続

(2) 用語

イ 韓、日、英3カ国語で作成

ロ 解釈上の紛糾時は英文による

기부관계에 관한 학의양측 오강의 제목

사무백제 정리로

1964. 12. 15.

이력번호

제 목

- 1 상호의 주권존중에 기한 새로운 관계의 수립
- 2 항구적 평화와 선린 우호관계의 유지
- 3 공동 복지의 향상
- 4 아세아의 세계적 평화와 안전 유지에의 기여
- 5 전권단의 모집에 언급
- 6 전권평을 기입
- 7 모집의 결과 합의가 성립한 것을 언급
- # 8 과거의 행상과 1910년 8월 22일 이전의 조약 또는 협정의 유효확인
- 9 외교 및 영사관계의 수립
- 10 통상항행 조항
- 11 민간항공운수 조항
- 12 청구권 등 제 권한의 범위 협정의 원칙 또는 제 협정에 의한 권한행사의 확인
- 13 허저선선의 균등 분할
- # 14 한국정부가 유익한 합법정부라는 사실의 확인과 상항평화 조약 제2조 (가)의 규정 및 유엔결의 195(III)의 취지 확인
- # 15 한국정부의 관할권 문제

- 16 유엔 헌장의 원칙 준수
- # 17 분쟁 처리 조항
- 18 비준 조항
- 19 용어
- # 20 합의문서의 형식 및 명칭

주: #표시 항목은 주석으로서 내용에 이의 있는 것이며,
기타의 항목은 주석으로서 내용에 이의 없는 것을
표시함.

기본관계에 관한 화일양쪽 요강안

제목분류 리스트

1964. 12. 15.

토피크로서 내용에 이의 있는 것 (15항목)

- 1 상투의 주권존중에 관한 새로운 관계의 수립
- 2 항구적 평화와 선鞭 우호관계의 유지
- 3 공동 복지의 향상
- 4 아세아와 세계의 평화와 안전 유지에의 기여
- 5 전권단의 고섭에 언급
- 6 전권명을 기입
- 7 고섭의 결과 합의가 성립한 것을 언급
- 8 의고 및 앙상관계의 수립
- 10 통상항해 조항
- 11 민간항공운수 조항
- 12 청구권등 제 현안의 별도 협정의 원칙 또는 제 협정에 의한 현안해결의 확언
- 13 해저전선의 균등 분할
- 16 유엔 현장의 원칙 준수
- 18 비준 조항
- 19 용어

투표으로서 내용에 이의 있는 것 (5항목)

- 6 과거의 정산과 1910년 8월 22일 이전의 조약 또는
협정의 무효 확인
- 14 한국정부가 유일한 합법정부라는 사실의 확인과
상항평화조약 제 2조(가)의 규정 및 유엔 헌의
195(Ⅶ)의 취지 확인
- 15 한국정부의 관할권 문제
- 17 분장적력 조항
- 20 관외문서의 형식 및 영체



基本関係に関する日韓両側要綱案題目

事務レベル整理表

199.12.16

1. 相互の主権尊重に基く新しい関係の樹立
2. 恒久的平和と善隣友好関係の維持
3. 共同福祉の向上
4. アジアと世界の平和と安全維持に寄与
5. 全権団間の交渉に言及
6. 全権名を記入
7. 交渉の結果合意が成立したことに言及
8. 過去の清算と1910年8月22日以前の
条約、協定の無効確認
9. 外交領事関係の樹立
10. 通商航海条項
11. 民間航空運輸条項
12. 請求権等諸懸案解決の別途協定の原則もし
くは諸協定による懸案解決の確認

13 海底電線の均等分割

14 韓国政府が唯一の合法政府たる事案の確認
と樂善平和条約第2条(2)の規定ならびに國連
決議195(4)の趣旨の確認

15 韓国政府の管轄権問題

16 國連憲章の原則遵守

17 紛争処理条項

18 批准条項

19 用語

20 合意文書の形式及び名称

題目分類表

1 トピ・クとして内容に異議ないもの

- | | |
|-----|------|
| (1) | (9) |
| (2) | (10) |
| (3) | (11) |
| (4) | (13) |
| (5) | (14) |
| (6) | (18) |
| (7) | (19) |

2 トピ・クとして内容に異議あるもの

- (8)
- (12)
- (14)
- (15)
- (17)
- (20)

極秘

日韓基本関係に関する1964年
12月10日の日本側合意要綱案
に対する修正案

1965. 1. 7

3. 要綱案(本)本文を次のとおり修正する。

1 要綱案(1)の平和条約及び国連決議に関する
項を前文に移して次の趣旨を入れる。

39
12
com. k
dom
}

「日本国が1951年9月8日にサン・フ
ランシスコ市で署名された日本国との平和
条約第2条(a)により朝鮮の独立を承認した
ことを考慮し、」

(less important) (新は以前からの391278.)
(less important)

「国際連合総会が、1948年12月12
日に朝鮮の独立問題に関して決議195(III)
を採択したことを想起し、」

2 要綱案(2)を次のとおりとする。

日本国及び大韓民国は、両国間の外交関係
の開設に先だち解決又は処理されることが望
ましいと認められた諸懸案が本日署名された
次に掲げる関係諸協定により解決又は処理さ
れたことを確認する。

29C
(322)

3 要綱案(3)は、関係諸協定において、その適用範囲の問題が処理されることを前提として削除する。ただし、基本関係合意の中にこれら協定の原則が盛り込まれる場合は削除に同意しえない。

4 要綱案(4)を次のとおりとする。

「日本国と大韓民国との間に外交及び領事関係が開設される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。」

5 要綱案(5)を次のとおりとする。

- (a) 日本国及び大韓民国は、相互の関係において、国際連合憲章第2条の原則を指針とするものとする。
- (b) 日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の原則に従つて協力するものとし、特に、経

濟の分野における友好的協力によりその
共通の福祉を増進するものとする。」

6 要綱案(5)を次のとおりとする。

「(a) 日本国及び大韓民国は、その貿易、海
運その他通商の関係を安定したかつ友
好的な基礎の上に置くために、条約又は
協定を締結するための交渉をできる限り
すみやかに開始することに同意する。

(b) 該当する条約又は協定が締結されるま
での間———」

7 要綱案(5)の次に次の規定を入れる。

「日本国及び大韓民国は、民間航空運送に
関する協定を締結するための交渉をできる
限りすみやかに開始することに同意する。」

8 要綱案(7)は関係諸協定において紛争処理に
関する規定が設けられることを条件として削
除する。

9 要綱案(8)を次のとおりとする。

「この共同宣言は、批准されなければなら
ない。批准書は、ここに掲げる関係諸協定で

批准を要するものの批准書のすべてが交換された後、できる限りすみやかに で交換するものとする。この共同宣言は、その批准書の交換の日に効力を生ずる。」

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

10 要綱案(8)の後に次の規定を入れる。

「この共同宣言は、日本語、韓国語及び英語によるものとする。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。」

✓ /

1 海底電線の問題については、平和条約の原則規定を基本関係合意とは別に取極を作成する。(1945年7月27日)

12 旧条約の失効については、次の趣旨であれば、基本関係合意に含めることを検討する用意がある。

「日本国と大韓帝国との間に締結されたすべての条約及び協定が日本国と大韓民国との関係においてはもはや効力を有しないことを確認する」

1945.7.27

極秘

一月八日者内会議
(事務局とマロリア)

日韓基本関係に関する1964年
12月10日の日本閣會議要綱案
に対する修正案

1965.1.7

3. 要綱案の本文を次のとおり修正する。

1 要綱案(1)の平和条約及び国連決議に関する
項を前文に移して次の趣旨を入れる。

「 日本国が1951年9月8日にサン・フ
ランシスコ府で署名された日本国との平和
条約第2条(1)により朝鮮の独立を承認した
ことを考慮し、」

「 国連総会総会が、1948年12月12
日に朝鮮の独立問題に関して決議198(II)
を採択したことを想起し、」

2 要綱案(2)を次のとおりとする。

日本国及び大韓民国は、兩國間の外交関係
の開設に先立ち解決又は延滞されることが望
ましいと認められた諸懸案が本日署名された
次に掲げる関係諸協定により解決又は延滞さ
れたことを確認する。

11230
list up 112
80

合記 竹島問題

3 要綱案(併)は、関係協定において、その適用範囲の問題が処理されることを前提として削除する。ただし、基本関係合意の中にこれら協定の原則が盛り込まれる場合は削除に同意しない。

4 要綱案(併)を次のとおりとする。

「日本国と大韓民国との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を適量なく交換するものとする。また、両国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。」

5 要綱案(併)を次のとおりとする。

(併) 日本国及び大韓民国は、相互の関係において、国際連合憲章第2条の原則を指針とするものとする。

(併) 日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の原則に従って協力するものとし、特に、監

済の外野における友好的協力によりその
共通の福祉を増進するものとする。」

4 要綱案(四)を次のとおりとする。

「(四) 日本国及び大韓民国は、その貿易、海運その他の通商の關係を促進したかつ友好的な基礎の上に置くために、締結又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

(四) 該当する締結又は協定が締結されるまでの間———」

7 要綱案(四)の次に次の規定を入れる。

「日本国及び大韓民国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。」

8 要綱案(四)は關係國協定において紛争処理に関する規定が設けられることを条件として削除する。

9 要綱案(四)を次のとおりとする。

「この共同宣言は、批准されなければならぬ。批准書は、又に掲げる關係國協定で

全部批准を待たずして、
20を不承認
44は、いつか、いつか、いつか
20と44が同じ。いつか、いつか、いつか
44をlist upするが、いつか？

批准を要するものの批准書のすべてが交換
された後、できる限りすみやかに で
交換するものとする。この共同宣言は、そ
の批准書の交換の日に効力を生ずる。」

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十

口入りの
内閣
の
承認
を
待た
ず
して
20
を
不承認
44
は、
いつか、
いつか、
いつか
20
と
44
が
同じ。
いつか、
いつか、
いつか
44
を
list
up
する
が、
いつか？

※ 共同宣言の後、次に次の規定を入れる。
「この共同宣言は、日本語、韓国語及び英
語によるものとする。解釈に相違がある場
合には、英語の本文による。」

※ 海陸運輸の問題については、平租条約の
原則規定を基本関係合意とは別に取極を作
成する。

※ 同条約の失効については、次の趣旨であ
れば、基本関係合意に含めることを検討す
る用意がある。

「日本国と大韓民国との間に締結された
すべての条約及び協定が日本国と大韓民
国との関係においてはもはや効力を有し
ないことを確認する」

12/10

乾稿の1.2を修正し
水之子印

極秘

日本国と大韓民国との間の
~~基本関係に関する（合意）~~

1965. 1. 25

^{改正}日本国及び^{改正}大韓民国は、

兩國の（歴史的、文化的及び地理的関係にかん
がみ）善隣関係を相互に増進することを考慮し、

兩國の共通の福祉の増進並びに國際の平和及
^{を希望し、これ兩國の外交的・内政的}

び安全の維持のための緊密な協力が重要である
ことを考慮し、

日本国が1951年9月8日にサン・フラン
シスコ府で署名された日本国との平和条約第2
条（a）により朝鮮の独立を承認したことを考慮し、

國際連合總會が、1948年12月12日に
朝鮮の独立問題に関して決議1950を採択し
たことを考慮し、

兩國間の基本關係に関する(合意)を締結す
ることとに決定し、よつて、その全權委員として
次のとおり任命した。

日本國政府 -----

大韓民國政府 -----

これらの全權委員は、互にその全權委任状を
示し、それが良好妥当であると認められた後、
次の諸条を協定した。

第一條

日本國及び大韓民國は、兩國間の外交關係の開設に先だち解決又は処理されることが望ましいと認められた請願案が本日署名された次に掲げる關係請願案により解決又は処理されたことを確認する。

第二条

日本国と大韓民国との間に外交及び領事關係が開設される。兩國は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、兩國は、兩國政府により合意される場所に領事館を設置する。

第三号

(a) 日本国及び大韓民国は、相互の關係において、国際連合憲章第2条の原則を指針とするものとする。

(b) 日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の原則に従つて協力するものとし、特に、経済の分野における友好的協力によりその共通の福祉を増進するものとする。

日韓 62

中 立 条

日本国及び大韓民国は、民間航空運送に關する協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始する ~~と同意する。~~

1953. 10. 30

中回等

(a) 日本国及び大韓民国は、その貿易、海運
その他の通商の関係を安定したかつ友好的
な基礎の上に置くために、条約又は協定を
締結するための交渉をできる限りすみやかに
開始する^{ものとする。}~~ことに同意する。~~

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまで
の間、

第 五 条

この~~共同宣言~~は、批准されなければならない。
批准書は、~~要~~^{第一}に掲げる関係諸協定で批准を要するものの批准書のすべてが交換された後、できる限りすみやかに で交換するものとする。この~~共同宣言~~は、その批准書の交換の日に効力を生ずる。

第 六 条

(1979年)

この~~共同宣言~~の解釈と適用の状況は、
可変的

7 ~~この英和辞書は~~、日本語、韓国語及び英語
によるものとする。解釈に相違がある場合に
は、英語の本文による。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この
共同宣言に署名した。

196 年 月 日に で、本書を編纂を
成した。

~~日本の代表~~
~~日本国政府の代表~~

~~大韓民国政府の代表~~

注

注1 「韓国の有効支配及び管轄権は現実には朝鮮半島の北の部分に及んでいないことが考慮に入れられる」との規定は、1に掲げる関係諸協定において、その適用範囲の問題が処理されることを前提として削除する。
~~ただし、基本関係合意の中にとれら協定の原則が盛り込まれる場合は削除に同意しない。~~

↓
D改
↓

ソ
前
文
の
レ
ビ
ル
と
し
て
の
レ
リ

注 基本関係合意及びそれに掲げられる関係
諸協定に関する紛争の処理（E O Jへの付
託）は、当該関係諸協定に同一の趣旨が掲
げられるのであれば削除してもよい。

注 3 1964年12月10日付の韓国側要綱案にある旧条約の失効の問題については、次の趣旨であれば、~~基本関係合意~~に含めることを検討する用意がある。

「^帝日本国と^帝大韓民国との間に締結されたすべての条約及び協定が日本国と大韓民国との関係においてはもはや効力を有しないことを確認する」

注 4 海底電線の問題については ~~基本関係有線~~

~~は別次~~の ~~取権~~を ~~作成~~する。

全 併合 用否

「日本国及び大韓民国は、1951年9月8日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第4条(6)により、日本国と同条約により日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は二等分されることが規定されていることを考慮して、日本国と大韓民国とを結ぶ海底電線に関し次のとおり合意する。

「日本国と大韓民国^とを結ぶ海底電線は二等分されるものとし、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、大韓民国は、残りの電線及び^{その}~~終点施設~~終点施設を保有する。」

比定一(60)

極秘
24

2

日本国と大韓民国との間の

----- (案)

1965. 1. 26

日本国政府及び大韓民国政府は、
両国の善隣関係を相互に希望することを考慮し、
両国の共通の福祉を増進することを希望し、
両国間の外交関係の設定が国際の平和及び安全の維持に寄与することを認め、
日本国が1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第2条(a)により朝鮮の独立を承認したことを考慮し、
国際連合総会が、1948年12月12日に朝鮮の独立問題に関して決議195(Ⅱ)を採択したことを想起し、
-----を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国政府 - - - -

- - - -

大韓民国政府 - - - -

- - - -

これらの全権委員は、互にその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第 1 条

日本国及び大韓民国は、両国間の外交関係の開設に先だち解決又は処理されることが望ましいと認められた諸懸案が本日署名された次に掲げる関係諸協定により解決又は処理されたことを確認する。

- - - - -

- - - - -

- - - - -

- - - - -

- - - - -

第 2 条

日本国と大韓民国との間に外交及び領事関係が開設される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第 3 条

- (a) 日本国及び大韓民国は、相互の関係において、国際連合憲章第 2 条の原則を指針とするものとする。
- (b) 日本国及び大韓民国は、国際連合憲章の原則に従つて協力するものとし、特に、経済の分野における友好的協力によりその共通の福祉を増進するものとする。

第 4 条

- (a) 日本国及び大韓民国は、その貿易、海運

その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始するものとする。

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまでの間 - - - - -

第 5 条

日本国及び大韓民国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始するものとする。

第 6 条

この - - - - - の解釈又は適用から生ずる紛争は、まず交渉により解決するものとし、交渉の開始の時から 6 箇月の期間内に解決に至らないときは、いずれか一方の締約国の要請により、国際司法裁判所に決定のため

付託されるものとする。

5

第7条

この-----は、批准されなければならない。批准書は、第1条に掲げる関係諸協定で批准を要するものの批准書のすべてが交換された後、できる限りすみやかに-----で交換するものとする。この-----は、その批准書の交換の日に効力を生ずる。

第8条

この-----は、日本語、韓国語及び英語によるものとする。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この-----に署名した。

196 年 月 日に で、本書 2 通を作
成した。

日本国政府のために

大韓民国政府のために

CONFIDENTIAL 24

(Preliminary translation)

Jan. 26, 1965

Draft

里河内事務室

..... between Japan and the Republic of Korea

The Government of Japan and the Government of the Republic of Korea,

Considering their common desire for good neighborliness between the two countries;

Being desirous of promoting the common welfare of the two countries;

Considering that the establishment of diplomatic relations between the two countries will contribute to the maintenance of international peace and security;

Considering that Japan has recognized the independence of Korea in Article 2(a) of the Treaty of Peace with Japan signed at the city of San Francisco on September 8, 1951;

Recalling that the United Nations General Assembly has adopted the resolution 195(III) of December 12, 1948 concerning the problem of independence of Korea;

Have resolved to conclude and have accordingly appointed as their Plenipotentiaries,

The Government of Japan:

.....
.....

The Government of the Republic of Korea:

.....
.....

Who, having communicated to each other their full powers found to be in good and due form, have agreed upon the following articles:

Article I

Japan and the Republic of Korea confirm that the problems which were considered desirable to be resolved or disposed of prior to the establishment of diplomatic relations between the two countries have been resolved or disposed of by the conclusion of the following Agreements signed this day.

.....
.....
.....

Article II

Diplomatic and consular relations shall be established between Japan and the Republic of Korea. The two countries shall exchange diplomatic envoys with the Ambassadorial rank without delay. The two countries ^{will} shall also establish consulates at locations to be agreed upon by the two Governments.

Article III

(a) Japan and the Republic of Korea will be guided by the principles of Article 2 of the Charter of the United Nations in their mutual relations.

(b) Japan and the Republic of Korea will cooperate in accordance with the principles of the Charter of the United Nations and, in particular, will promote their common welfare through friendly cooperation in the economic field.

Article IV

(a) Japan and the Republic of Korea will enter into negotiations for the conclusion of treaties or agreements at the earliest practicable date to place their trading, maritime and other commercial relations on a stable and friendly basis.

(b) Pending the conclusion of the relevant treaties or agreements,

Article V

Japan and the Republic of Korea will enter into negotiations at the earliest practicable date for the conclusion of an agreement relating to civil air transport.

Article VI

Any dispute arising out of the interpretation or application of this shall be settled in the first instance by negotiation, and, if no settlement is reached within a period of six months from the commencement of negotiations, the dispute shall, at the request of either country, be referred for decision to the International Court of Justice.

Article VII

This shall be ratified. The instruments of ratification shall be exchanged at as soon as possible after all instruments of ratification of those Agreements enumerated in Article I which

require ratification are exchanged. The present shall enter into force as from the date on which the instruments of its ratification are exchanged.

Article VIII

This shall be in the Japanese, Korean and English languages. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

In Witness Whereof, the respective Plenipotentiaries have signed the present

Done in duplicate at, this day of, 196..

For the Government of Japan:

.....
.....

For the Government of the Republic of Korea:

.....
.....